



様式第8号 (第18条関係)

事業計画変更届出書

令和2年8月6日

中部総合事務所長 様

郵便番号 682-0856

住 所 鳥取県倉吉市中河原532-1

提出者 氏 名 株式会社 小 鴨

代表取締役 菅 埜 元晴

電話番号 (0858) 48-2088



令和元年 11月 15日付けで提出した事業計画の内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	①事業計画書(頭紙)に記載した最終処分場埋立容量の誤表記、②木材破碎施設建屋の拡張	
変更の内容	変更前	変更後
	①埋立容量 151,775m ³ ②添付資料のとおり	①埋立容量 174,632m ³ ②添付資料のとおり
変更の理由	①事業計画書(頭紙)に記載した埋立容量に誤表記があったため。 ②木くずの洗浄場所を屋外から雨水の影響がない屋内に変更し、建屋を拡張してスペースを設けたため。	

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

変更事項による影響と周辺住民への対応

1. 経緯

当初、最終処分場の埋立容量は151,775m³で計画を進めていたが、設計変更を行ったことで埋立容量174,632m³に変更となっていた。その後、変更後の計画で環境影響評価等を行っていたが、事業計画書の頭紙のみ埋立容量の修正もれがあった。また、木くずの洗浄場所を屋外で計画していたが、このたび雨水の影響がない建屋内への変更を検討し、建屋の拡張を行った。

2. 変更事項による影響

①事業計画書の頭紙に記載した容量のみ誤表記であり、他資料の埋立容量は正確な値が記載されており、構造や生活環境影響評価における検討も正しい値で行っている。これに伴う計画の形状、構造、最終処分場の生活環境影響評価、受入量と説明会の内容に変更はない。

②建屋の拡張に伴う破碎機の規模変更、能力の変更、中間処理施設の生活環境影響評価、受入量と説明会の内容に変更はない。

3. 周辺住民への対応

当該事業で説明会を行った4地区（大沢、大谷、北面、尾原）において、修正内容を回覧し、株式会社小鴨ホームページでも修正内容を掲載し意見聴取を行った。回覧期間は、大沢、北面、尾原地区で2020年6月19日～2020年7月17日。大谷地区で2020年7月20日～2020年7月30日に行った。いずれの地区に関しても、修正内容に対する意見・質問等がなかったため、周辺住民への理解が得られたと判断した。

※回覧、掲載を行った資料を別添1に添付する。別添2に変更後の事業計画書該当資料を添付する。